

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例

藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条第9項の表備考に次の1項を加える。

3 特別期間（駐車場の混雑が予想される期間であつてあらかじめ市長が指定する期間）は、この表に定める利用料（上限額）に3を乗じて得た額とする。

別表第2桐原公園の項及び辻堂南部公園の項中「野球場」を「野球場 自動車駐車場」に改め、同表引地川親水公園の項中「球技場」を「球技場 自動車駐車場」に改め、同表に次のように加える。

大庭城址公園	自動車駐車場
新林公園	自動車駐車場
下土棚遊水地公園	自動車駐車場

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第21条第9項の表の改正規定 公布の日
- (2) 別表第2引地川親水公園の項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（大庭城址公園の項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 別表第2に次のように加える改正規定（新林公園の項及び下土棚遊水地公園の項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して9月を超えない範囲内にお

いて規則で定める日

(4) 別表第2 桐原公園の項及び辻堂南部公園の項の改正規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

提案理由

この条例を提出したのは、桐原公園ほか5公園内の自動車駐車場を有料化し、特別期間の利用料金の額を設けることとしたため、所要の改正をする必要による。